

第4次狭山市総合計画

基本構想・前期基本計画 概要版



～みどりと健康で豊かな文化都市をめざして～

狭山市

はじめに



本市は、先人たちの努力と情熱によって、首都近郊の住みやすい住宅都市として、また県下有数の工業都市として着実に歩み続け、大きく発展してきました。

このたび、これまでの伝統と文化を継承しながら、さらなる魅力と活力に満ちた狭山の実現を目指して、今後 10年間のまちづくりの指針となる第 4次狭山市総合計画を策定いたしました。

本計画の基本構想では、少子高齢化、人口減少といった本市が直面する課題を正面から捉え、これまで進めてきた市民と行政との協働によるまちづくりなどをさらに発展させ、将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」を実現することとしております。

今後 5年間に取り組む施策の基本的な方向性を示す前期基本計画では、「若い世代を増やす」、「まちと産業に活力を」、「楽しめる健康高齢社会を」、「市政運営をみんなの力で」をキーワードに、次の世代につながる元気なまちづくりなどを進めることとしております。

私は、この計画の推進にあたって、情熱一番をモットーに市民の皆さまとともに取り組んでいく決意でありますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、総合計画審議会や総合計画策定市民会議をはじめとして貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進にあたりましても、なお一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 28年 3月

狭山市長 小谷野 剛

序論

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものです。

本計画は、新たな時代に対応したまちづくりと行財政運営の方向性を示し、市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働して、次世代につながる元気なまちづくりを進めていくための基本的な指針とするために策定するものです。

2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されます。

ア 基本構想

長期的展望に立った狭山市の将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示したものです。

計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間です。

イ 基本計画

基本構想をもとに、分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示したものです。

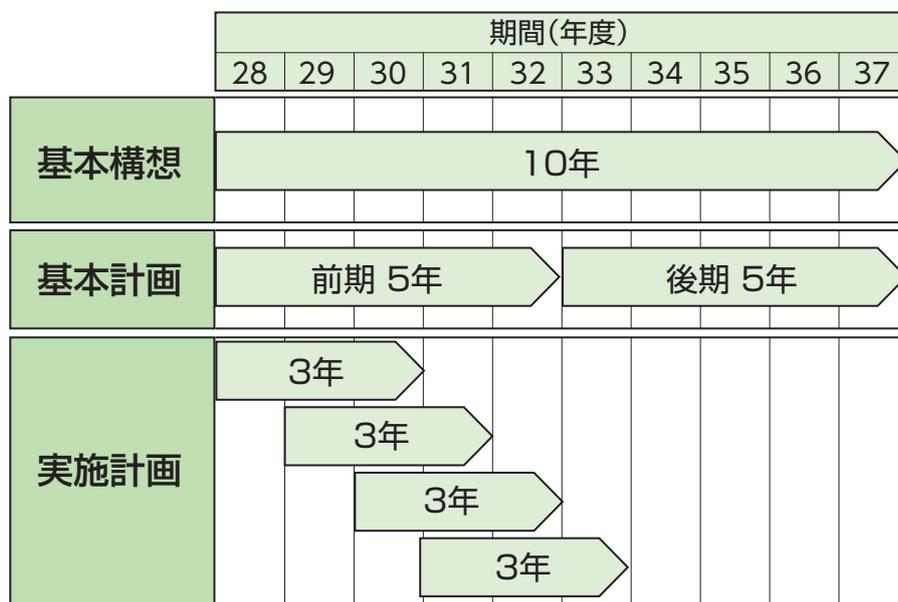
計画期間は基本構想を前期・後期に分け、前期を平成28年度から平成32年度まで、後期を平成33年度から平成37年度までのそれぞれ5年間とします。

ウ 実施計画

基本計画をもとに、向こう3か年で実施する事業を具体的に示したものです。

計画期間は3か年とし、毎年ローリング（見直し）を行います。

■計画の構成と期間



基本構想

1. まちづくりの基本理念

本市は、先人たちの努力と情熱によって、豊かな自然環境を育みながら、首都近郊の住宅都市として、また、優良な企業が多数立地する県内有数の工業都市として、発展を続けてきました。

しかし、近年は、人口急増期に転入した市民が高齢期を迎え、少子高齢化と人口減少が続いています。また、同時期に整備された公共施設やインフラが老朽化するなど、まちの魅力や活力を維持していくことが困難になってきています。

このようななか、本市では、伝統と文化を大切にしながら、新しい狭山の創造を目指し、次の基本理念に基づき、市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働して、情熱を持って次世代につながる元気なまちづくりに取り組みます。

基本理念 1 環境と共生するまちづくり

武蔵野の豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、将来にわたって守り、次の世代へと引き継いでいく、環境と共生するまちづくりを進めます。

基本理念 2 だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり

地域の人々がともに支え合い、子どもが健やかに育ち、だれもがそれぞれのライフスタイルに合わせて、幸せに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念 3 快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり

商業、業務、文化、居住などの機能が集積した拠点や、地域の特性を活かした拠点を形成し、これらがネットワークする快適な都市空間を構築するとともに、産業を活性化し、活気のあるまちづくりを進めます。

基本理念 4 学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり

子どもたちにこれからの社会を生きる力を育むとともに、誰もが生涯にわたり学び続けることができる学習環境を整備し、創造と交流に培われた市民文化の振興と相まって、人を育み、心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

基本理念 5 人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり

地域での人と人のつながりを大切にし、信頼関係を築くことにより、地域社会に支えられた安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2. 将来像

まちづくりの基本理念に基づいて、本市が目指す将来像を次のように定めます。

緑と健康で豊かな文化都市

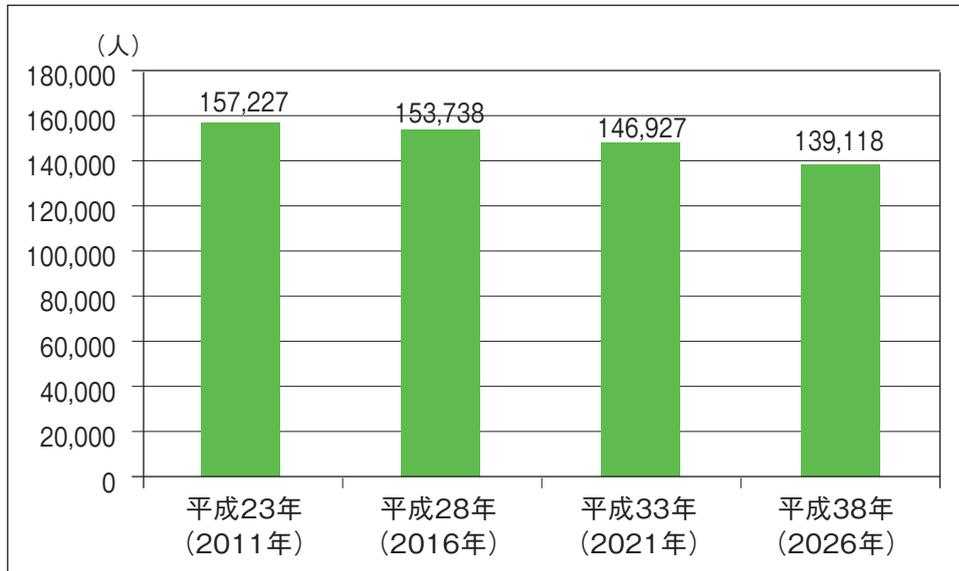
この将来像を実現するためのまちづくりの柱を次のように定めます。

- 
1 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～
- 
2 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～
- 
3 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～
- 
4 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～
- 
5 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～
- 
6 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

3. 将来人口

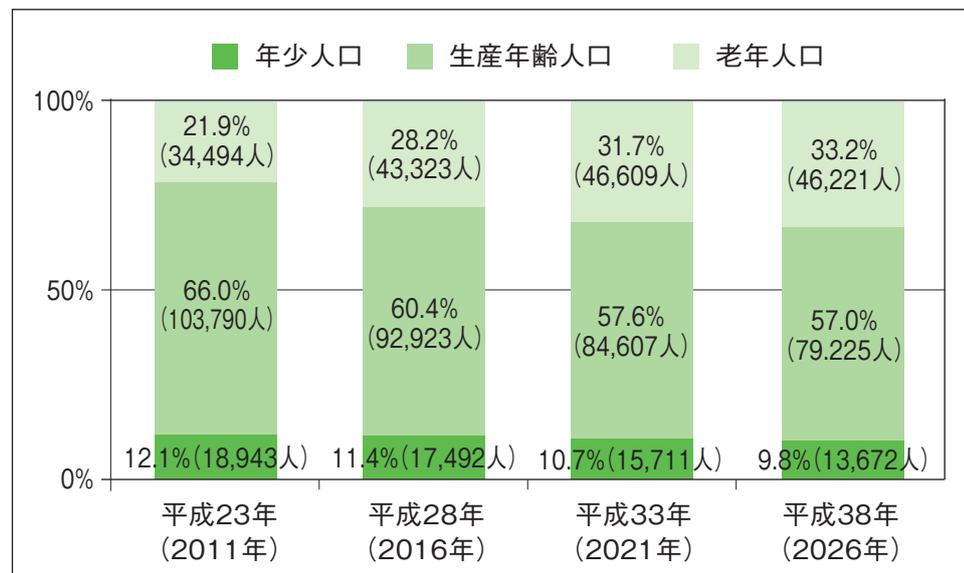
本構想の目標年次である平成37年度(2025年度)の人口は、おおむね139,000人と推計されますが、本構想に基づく各種の施策を着実に実施し、特に若い世代の定住と市外からの移住の促進に積極的に取り組むことにより、140,000人台の人口を維持していきます。

■ 人口の見通し



※各年1月1日現在人口(平成23年と平成28年は実績、平成33年以降は見通し)

■ 年齢3区分別人口の見通し



※各年1月1日現在人口(平成23年と平成28年は実績、平成33年以降は見通し)

前期基本計画

1. 重点テーマ

前期基本計画では、第4次総合計画の前半にあたる5年間において重点的に取り組むテーマとして、市長の公約事項に沿った内容で、4つの重点テーマを設定しています。



テーマ1 若い世代を増やす (ひと)



まちの活力の源は「人」です。これからのまちづくりには、特に若い世代のエネルギーが必要です。少子化と人口減少の進行を抑制し、持続可能なまちづくりを進めます。

- 仕事と子育ての両立支援(施策18)
- 子育て支援の充実(施策19)
- 都市機能の向上(施策23)
- 住みよいまちづくりの推進(施策26)
- 雇用の促進と勤労者福祉の充実(施策39)
- 教育の内容と支援の充実(施策42)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)

テーマ2 まちと産業に活力を (まち・しごと)



元気な産業とそれを支える都市基盤の整備は、これからもますます重要です。快適な都市空間を構築し、産業を活性化し、活気のあるまちづくりを進めます。

- 都市機能の向上(施策23)
- 計画的な土地利用転換(施策30)
- 新たな企業・事業者の育成(施策33)
- 地域産業の支援の充実(施策34)
- 地域商業の活性化(施策35)
- 工業の活性化(施策36)
- 農業の活性化(施策37)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)

テーマ3 楽しめる健康高齢社会を (健康長寿)



「いつまでも元気でいたい」という願いは誰でも同じです。子どもから高齢者まで健康であることが当たり前となるよう、健康第一の地域づくりを進めます。

- 健康づくりの推進(施策10)
- 保健予防の充実(施策11)
- 高齢者の生活の充実(施策13)
- 地域包括ケアの推進(施策14)
- 公共交通の充実(施策25)
- 生涯学習の促進(施策40)
- 生涯スポーツの促進(施策41)
- 総合的な危機管理防災体制の充実(施策55)
- 地域との連携による防犯対策(施策58)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)

テーマ4 市政運営をみんなの力で (協働)



行政だけで地域の課題を解決することは、ますます難しくなっています。市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働しながら、次世代につながる元気なまちづくりを進めます。

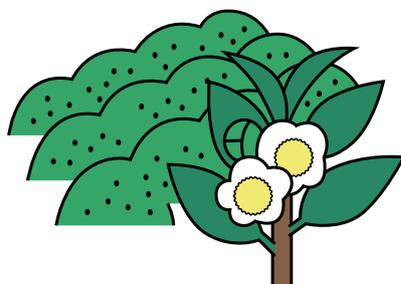
- 協働の推進(施策60)
- 積極的な情報発信と情報活用の促進(施策61)
- 効率的・効果的な行政運営の推進(施策62)
- 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止(施策64)
- 機能的で活力のある組織運営の推進(施策65)

2. 施策体系図

前期基本計画では、基本構想を実現するための66施策を明らかにしています。



章	節	施策
4 産業経済	1 総合的な産業振興の推進	33 新たな企業・事業者の育成
		34 地域産業の支援の充実
		35 地域商業の活性化
	2 地域産業の振興	36 工業の活性化
		37 農業の活性化
		38 狭山の地域資源を活用した観光の推進
		39 雇用の促進と勤労者福祉の充実
	3 雇用と労働環境の充実	
	5 教育文化	1 生涯学習の促進
41 生涯スポーツの促進		
2 学校教育の充実		42 教育の内容と支援の充実
		43 教育環境の充実
		44 家庭や地域との連携
3 青少年の健全育成		45 青少年の健全育成
4 人権と平和の尊重		46 人権尊重意識の高揚
		47 平和意識の高揚
5 市民文化の振興と国際化への対応		48 創造性豊かな文化の振興
		49 国際交流の推進
6 市民生活	1 自立した地域社会の実現	50 地域コミュニティの活性化
		51 男女共同参画の推進
		52 安全・安心な消費生活の実現
	2 情報化の推進	53 地域情報化の推進
	3 住宅・建築物の充実	54 住宅などの適正な管理
	4 防災・消防体制の充実	55 総合的な危機管理防災体制の充実
		56 消防・救急体制の充実
	5 交通安全・防犯対策の充実	57 地域との連携による交通安全対策
58 地域との連携による防犯対策		
6 基地対策の充実	59 基地周辺環境の整備の推進	
7 計画推進	1 協働によるまちづくりの推進	60 協働の推進
		61 積極的な情報発信と情報活用の促進
		62 効率的・効果的な行政運営の推進
	2 健全な行財政運営の推進	63 健全な財政運営の推進
		64 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止
		65 機能的で活力のある組織運営の推進
	3 まち・ひと・しごと創生の推進	66 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進



お茶 香る まち

第4次狭山市総合計画 基本構想・前期基本計画（概要版）

発行日 平成28年(2016年)3月

発行者 埼玉県狭山市

〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

電話：04(2953)1111(代表)

FAX：04(2954)6262(代表)

URL：<http://www.city.sayama.saitama.jp/>

Facebook 狭山市公式フェイスブック <http://www.facebook.com/citysayama>



Twitter 狭山市公式ツイッター <http://twitter.com/citysayama>



編集者 総合政策部政策企画課

表紙絵 池原昭治
